

一般社団法人 全和歌山県鍼灸マッサージ師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全和歌山県鍼灸マッサージ師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を和歌山県和歌山市に置く。

(組織)

第3条 この法人は、和歌山県に在住又は勤務する者で、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師のいずれかの免許を有する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧に関する事業を行い、公衆衛生及び県民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の振興普及
- (2) はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資質向上
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 第3条に規定する者。

また、第3条に規定する者以外であっても歴史的、地理的に生活圏が本県にあり、特に理事会で認めた者。

- (2) 名誉会員 はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧業界又は本会の向上発展に寄与しその功績顕著である者であって、理事会の承認を受けた者。

- (3) 賛助会員 本会に特に理解と援助を惜しまない者であって理事会の承認を受けた者。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に、必要事項入を記入押印の上、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の会員は、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、理事会は、名誉会員、又は病気その他やむを得ない事情があると認めた者に対して会費を減免することができる。

2 一度納入された会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 この法人の会員が退会しようとするときは、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 この法人の会員が次のいずれかに該当するときは総会において三分の2以上の決議により除名することができる。ただし、総会においてその会員に弁明する機会を与えるなければならない。

(1) 定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。定時会員総会は、毎年一回毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時会員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 一般会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、代表理事は総会の日の1週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって議決権行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の定足数及び決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、一般会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、一般会員の半数以上であって、一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席しない一般会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の一般会員を代理人として議決権行使することができ、又、理事会において総会に出席しない一般会員が書面又は電磁的方法により議決権行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権行使することができる。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規程の適用については、その一般会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
- (2) 外部理事 若干名
- (3) 監事 3名以内（外部監事を含む）

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、

理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために必要な費用について、理事会が別に定める規程により支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第27条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じる。

4 任期は、委嘱した代表理事の任期終了までとする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定
- (5) 総会に付議すべき事項の決定
- (6) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 可否同数の時は、議長がこれを決する。

(書面による表決)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事及び外部理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決することができる。

この場合において書面表決者は出席したものとみなす。

(書面による議決)

第33条 代表理事は、簡易な事項又は急を要する事項については、理事及び外部理事に書面を送付して賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

第37条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体又は本会と類似の目的を持つ他の団体に贈与するものとする。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、和歌山新報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局及び委員会

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(委員会)

第44条 本会は必要に応じ、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

第11章 雜則

(加盟)

第45条 この法人は必要に応じ、総会の決議を経て、関係諸団体に加盟することができる。

(施行細則)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定

める。

(民法の適用)

第47条 この定款に定めていない事項については、必要やむを得ない場合は、民法の規定を適用する。

附則

本定款の効力発生は、認可の日より生ずる。

本定款の改正、変更が行われた場合には、認可のあった日より施行する。

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この会の最初の代表理事は宇須 章生、業務執行理事は金崎 義明、鵜野 政男、とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。